

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県職員人材開発センター</u>運営審議会設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>鳥取県職員人材開発センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県職員人材開発センター</u>運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 審議会は、<u>センター</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県自治研修所運営審議会設置条例</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <u>鳥取県自治研修所</u>（以下「<u>研修所</u>」という。）の円滑な運営を図るため、<u>鳥取県自治研修所</u>運営審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 審議会は、<u>研修所</u>の運営に関する事項について審議するものとする。</p>

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。